令和　5　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書　（環境省　R5　－　⑪　）

施策名	目標　３－５　ダイオキシン類・農薬対策	担当部局名	水・大気環境局 環境汚染対策室 農薬環境管理室		
施策の概要	ダイオキシン類について、排出総量を削減し、環境基準の達成率をできる限り100%に近づける。また、農薬について、農薬の使用に伴い水域の生活環境動植物に著しい被害が生じることのないよう魚類等の毒性試験データに基づき、速やかに水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（水域基準）を設定する。	政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和　6年　8月
達成すべき目標	ダイオキシン類について、我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画に基づき、全ての地点で環境基準を達成する。 新たに登録申請があった農薬含め水産基準が未設定である農薬について、リスク評価を行い、必要な農薬について水域基準を設定する。	政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1　ダイオキシン類排出総量（g-TEQ/年）	－	－	176	―	176	176	176	176	176	176	176	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく国の削減計画に定められる目標値（※）の達成状況は対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。 （※当面の間、改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限り排出量を削減する努力を継続する（削減目標量：176g-TEQ／年）） 97　96　102　―　―　―　―	○

測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況（目標） 施策の進捗状況（実績） R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
2　水域の生活環境動植物の被害防止に係る登録基準の設定及び設定不要と評価した農薬数（累計）	―	―	608	R5年度	594	597	601	608	―	―	―	農薬取締法に基づき、最新の科学的な知見等に基づく農薬のリスク評価を適切に行い、水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（水域基準）を迅速かつ的確に設定することにより、農薬の生態系へのリスク低減に資することができるため、水産基準の設定及び設定不要と評価した農薬有効成分数を測定指標として設定した。 587　593　598　605　―　―　―	△

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
3　ダイオキシン類に係る環境基準達成率（%）	100%	－	ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく環境基準は、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、ダイオキシン類による汚染の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。	△

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) ダイオキシン類総合対策費（平成12年度）	1,3	0106	(5) －	－	－	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) 農薬環境影響評価対策費（平成17年度）【関連R5-40】	2	118	(6) －	－	－	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) －	－	－	(7) －	－	－	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) －	－	－	(8) －	－	－	(12) －	－	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） ③相当程度進展あり
		（判断根拠） ○令和4年度のダイオキシン類排出総量は、ダイオキシン類を排出する事業者における、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準の遵守等の取組により、当面の間の目標量を下回っている状況であり、削減目標の達成が確認されている。また、令和4年度の全国の環境調査結果では、大気・地下水・土壌は100%、その他も概ね環境基準を達成している。 ○農薬に係る水域基準については、目標数にわずかに至らなかったものの、おおむね達成している。
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	○ダイオキシン類の総排出量、事業分野別排出量ともに、目標達成に至っているが、引き続き排出量削減に向けた取組が必要である。 ○ダイオキシン類の環境測定に関しては、概ね環境基準を達成している状況であるが、引き続きモニタリングの継続が必要である。 ○水域の生活環境動植物に対するリスク低減に向けた農薬対策については、新たに農薬登録基準の設定依頼がなされた農薬を随時目標数に加えてきたこと等から水域基準の設定が目標数にわずかに至っていないものの、着実に進捗してきた。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】 【施策】 ○改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限りダイオキシン類の排出量を削減する努力を継続する。 ○農薬の使用に伴う生態系へのリスク低減に資するため、引き続き、最新の科学的な知見等に基づく農薬のリスク評価を適切に行い、生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定を、迅速かつ的確に行っていく。
学識経験を有する者の知見の活用	○学識経験者を委員とする水域の生活環境動植物登録基準設定検討会及び中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会等を開催し、審議を行った（令和5年度）。	SDGs目標との関係 【主な目標】 ダイオキシン類の削減を図ることで、健康リスクを低減し、目標3番「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。 農薬のリスク評価及びリスク管理を適切に行うことで、農薬使用に起因する公共用水域の汚染防止を図ることを通じて、目標6「安全な水とトイレを世界中に」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 ダイオキシン類の削減を図ることで、環境に与える影響を低減し、目標11番「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献できた。 農薬のリスク評価及びリスク管理を適切に行うことで、農薬の使用に伴う生態系へのリスク低減を通じて、目標15「陸の豊かさも守ろう」の達成に貢献できた。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○各年度　ダイオキシン類の排出量の目録（排出インベントリー） ○各年度　ダイオキシン類に係る環境調査結果	